

専門分科会等の開催状況等について

1	民生委員審査専門分科会	1
2	児童福祉専門分科会	3
2－1	児童福祉専門分科会 審査部会	4
2－2	児童福祉専門分科会 保育所部会	5
3	高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会	6
4	身体障害者福祉専門分科会 審査部会	7

令和5年12月
熊本県健康福祉部

1 民生委員審査専門分科会**【健康福祉政策課地域支え合い支援室】****【非公開】****(1) 概要****① 目的**

民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

② 直近の委員構成

委員数 6人（会長：本田 充郎〔熊本県社会福祉協議会 常務理事〕）

(2) 活動状況 ※いずれも事務局審査を実施

回 数	審査年月日	審査内容	
		地区担当民生委員	主任児童委員
令和4年度 第10回	令和5年2月24日	14人	2人
第11回	令和5年3月24日	8人	1人
令和5年度 第1回	令和5年4月25日	2人	—
第2回	令和5年5月24日	2人	—
第3回	令和5年6月27日	5人	—
第4回	令和5年7月27日	3人	—
第5回	令和5年8月25日	5人	—
第6回	令和5年9月27日	6人	—
第7回	令和5年10月30日	4人	1人
第8回	令和5年11月27日	7人	—
第9回	令和5年12月下旬（予定）	—	—
第10回	令和6年1月下旬（予定）		
第11回	令和6年2月下旬（予定）		
第12回	令和6年3月下旬（予定）		
審査人数（計）（R5.11.27時点）		56人	4人
審査結果が「適当」の人数（計）（R5.11.27時点）		56人	4人

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

調査審議項目	概 要
民生委員の 適否の審査	市町村民生委員推薦会から推薦があった者及び解嘱者について、県が厚生労働大臣に推薦または具申するにあたり、その適否について当分科会において審査を行うもの。 一斉改選以外の随時処理分については、事務の迅速化を図るため、個人調書の内容に疑義がないと判断される場合には、事務局審査を行うこととしており（平成 25 年 9 月 13 日分科会決定事項）、いずれの対象者についても疑義がないと判断されたため、事務局にて審査を行った。 なお、前回会議開催日（令和 4 年 10 月 11 日）以降に事務局審査を行ったものについては、次回会議開催時に推薦及び解嘱に係る具申の状況について報告する予定。

2 児童福祉専門分科会**【子ども家庭福祉課】****【非公開】****(1) 概要****① 目的**

児童の福祉に関する事項の調査審議（主に、里親の認定登録）

② 直近の委員構成

委員数 8人（会長：永野 典詞 [九州ルーテル学院大学教授]）

(2) 活動状況

回 数	諮 問	答 申
令和4年度 第2回	令和5年2月27日 養育里親認定申請：14件 養子縁組里親認定申請：2件 専門里親認定申請：2件 (令和5年2月10日諮問)	令和5年3月14日 適当
令和5年度 第1回	令和5年10月26日 養育里親認定申請：12件 養子縁組里親認定申請：6件 親族里親認定申請：1件 (令和5年10月20日諮問)	令和5年11月1日 適当
第2回	令和6年3月下旬（予定）	—

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

調査審議項目	概 要
養育里親認定申請 養子縁組里親認定申請 専門里親認定申請 親族里親認定申請	養育里親、養子縁組里親、専門里親及び親族里親の認定を希望している者について、申請理由、養育方針、家庭内の状況等の情報を確認し、認定が適当かどうかについて検討を行った。

2-1 児童福祉専門分科会 審査部会**【子ども家庭福祉課】****【非公開】****(1) 概要****① 目的**

児童の措置等に関する事項の審議、
児童虐待による死亡事例等の検証 等

② 直近の委員構成

委員数 6人（部会長： 城野 匡 [熊本学園大学社会福祉学部教授]）

(2) 活動状況

回 数	諮 問	答 申
令和4年度 第5回	令和5年2月27日、28日、3月1日 （持ち回り） 児童の措置等に関する事項の審議：2件 （令和5年2月21日諮問）	令和5年3月8日 適当
第6回	令和5年3月23日 児童の措置等に関する事項の審議：1件 （令和5年3月20日諮問）	令和5年3月31日 適当
令和5年度 第1回	令和5年7月20日 児童の措置等に関する事項の審議：2件 （令和5年7月13日諮問）	令和5年7月21日 適当
第2回	令和5年11月29日 児童の措置等に関する事項の審議：2件 （令和5年11月24日諮問）	令和5年12月5日 適当

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

調査審議項目	概 要
児童の措置等に関する 事項の審議	家庭裁判所の承認による施設入所等措置の申立て等について審議した。

2-2 児童福祉専門分科会 保育所部会 【子ども未来課】

【非公開】

(1) 概要

① 目的

保育所の設置認可に関する事項の審議

② 直近の委員構成

委員数 6人（部会長：永野 典詞 [九州ルーテル学院大学教授]）

(2) 活動状況

回数	諮問	答申
令和4年度 第1回	令和5年2月28日 保育所設置認可申請：3件 (新設：1件、民営化：2件)	令和5年2月28日 適当
令和5年度 第1回	令和6年2月下旬（予定）	—

(3) 議論、検討を行った事項の概要

調査審議項目	概要
保育所の設置認可に関する事項の審議	申請のあった保育所の新設1件、民営化2件について審議した。 3件を諮問し、いずれも「適当」とされた。

3 高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会**【高齢者支援課】****【公開】****(1) 概要****① 目的**

熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の推進、見直し等、
高齢者の福祉及び介護に関する事項の審議

② 直近の委員構成

委員数 20 人（部会長：倉田 賀世〔熊本大学法学部教授〕）

(2) 活動状況

回 数	開催年月日	議 題
令和5年度 第1回	令和5年 7月28日	・第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の 進捗状況について ・第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の 策定に向けた基本的な考え方等について
第2回	令和5年 10月17日	・第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（素 案）について
第3回	令和6年 1月下旬～ 2月上旬 （予定）	・第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 （案）について（予定）

(3) 議論、検討等を行った事項（主なもの）

回 数	調査審議事項	協議・質疑事項等
令和5年度 第1回	・第8期熊本県高齢者福祉計 画・介護保険事業支援計画 の進捗状況について ・第9期熊本県高齢者福祉計 画・介護保険事業支援計画 の策定に向けた基本的な考 え方等について	・第8期計画の個別施策の進捗状況及び 数値目標の達成状況、第9期計画に向け た方向性 等 ・第9期計画の基本的な考え方、「目指す 姿」の設定、計画体系 等
第2回	・第9期熊本県高齢者福祉計 画・介護保険事業支援計画 （素案）について	・第9期計画の体系、重点目標、重点分野・ 主要施策、数値目標の設定 等

4 身体障害者福祉専門分科会 審査部会

【障がい者支援課】

【非公開】

(1) 概要

① 目的

身体障害者の障害程度の審査等に関する事項の審議

ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

イ 身体障害者手帳交付申請に係る障害程度の認定

ウ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

② 直近の委員構成

委員数 11人（部会長：向山 政志〔熊本大学大学院生命科学研究部教授〕）

(2) 活動状況

① 諮問及び答申年月日

回数	諮 問	答 申
令和4年度 第6回	令和5年3月23日	令和5年3月29日
令和5年度 第1回	令和5年5月22日	令和5年5月31日
第2回	令和5年7月21日	令和5年7月31日
第3回	令和5年9月21日	令和5年9月29日
第4回	令和5年11月21日	令和5年11月30日
第5回	令和6年1月下旬（予定）	—
第6回	令和6年3月下旬（予定）	

② 諮問及び答申事項（令和4年度第6回～令和5年度第4回分）

ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

諮問	答申（単位：件）		
	適当	不適当	保留
32	31	1	0

イ 身体障害者手帳の障害認定の適否及び等級決定

諮問	答申（単位：件）			
	適当	等級変更 が適当	不適当・却下	保留
25	2	0	22	1

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条
第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

諮問	答申（単位：件）		
	適当	不適当	保留
34	34	0	0

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

調査審議項目	審査・検討事項等
ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定	身体障害者手帳交付申請に係る診断書を作成する医師を指定するにあたり、経歴等について審査を行った。 32件を諮問し、31件は「適当」、1件は「不適当」とされた。
イ 身体障害者手帳の障害認定の適否及び等級決定	身体障害者手帳の障害認定の可否及び等級決定について、県の事務局では身体障害者認定基準に非該当と思われるもの及び判定困難なケースの審査を行った。 25件（肢体不自由10件、呼吸器機能障害6件、心臓機能障害5件、言語機能障害2件、じん臓機能障害1件、申請者死亡1件）を諮問し、2件は「適当」、22件は「不適当・却下」、1件は「保留」となった。
ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定	育成医療及び更生医療に係る医療機関を指定するにあたって、担当する医師の経歴や医療機関の設備等について審査を行った。 34件を諮問し、すべて「適当」とされた。